

## 防災講座実施要綱

### 1 防災講座の開設の目的

我が国における火災発生への低減に資するためには、防災品の普及が重要な要素であることが関係方面に認識されるようになってきたが、更にその普及促進を図るためには、消防職員や防災ボランティア等の構成員の方々に、その中核としての役割が大いに期待されることである。消防職員等がその役割を遂行するに当たっては、防災に関する知識等を有していることが欠かすことのできない条件であることから、防災講座を開講し、防災品の更なる普及促進を図ることを目的とする。

### 2 防災講座受講の対象者

- (1) 消防職員及び消防団員
- (2) 婦人防火クラブ等の防災ボランティア組織の構成員
- (3) 自治会や高齢者・消費者等の団体の構成員
- (4) 企業従事者・大学生等
- (5) その他防災に関する聴講を希望する人

### 3 防災講座の呼称等

防災講座は、消防学校、消防本部、企業及び大学等のカリキュラム上の呼称とすることも差し支えないものとする。

### 4 カリキュラム

講座の実施は、原則次の編成例によることとする。

コース別	教育・研修等の内容（例）	教育・研修の時間
専 門	① 防災制度	1時間～1時間30分程度
	② 防災技術	1時間程度
	③ 防災の効果等	30分程度
	合 計	2時間～3時間を超えない程度
一 般	身の回りの防災化の推進全般	1時間～1時間30分程度 主催者と協議し決定する

## 5 受講者数

原則として30人以上の参加が見込める場合に開講することとする。

## 6 講師、テキスト等

- (1) 協会は、協会職員等の中から適任者を講師として選任し、防災講座の開催を希望する消防本部等に派遣するものとする。
- (2) 協会は、派遣する講師の講義の内容、水準が均一となるよう、講義に際しては協会が編集又は作成したテキスト及び研修教材を用いるものとする。

## 7 防災講座実施に係る支援

- (1) 協会は、講師の派遣及び研修教材の提供等の支援を無償にて行うものとする。
- (2) 支援については、協会の年度予算の範囲を限度とする。

## 8 防災講座の案内について

協会は、「防災講座の実施について」の案内を文書及びホームページへの掲載等により行うものとする。

## 9 申込みから開催決定まで

- (1) 希望者等は、防災講座開講申込書（別紙）により協会理事長に当該防災講座の開講を申し込むものとする。
- (2) 協会は、防災講座開講申込書の内容を審査し、速やかにその結果を通知するものとする。
- (3) 決定通知後、協会は、具体的な日時その他防災講座実施に関し必要な事項について希望者等と協議するものとする。

## 10 その他

- (1) オンラインによる防災講座も可能とする。
- (2) 協会は、防災講座の実施後、当該実施状況について調査し、必要に応じて改善措置を講ずるものとする。

## 附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。